

【 更新許可・一本化 】

指令村総建総 第787号

井上工業 株式会社

代表取締役社長 佐々木 勝則

令和4年8月26日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和4年9月14日

山形県知事 吉村 美栄子



記

- 許可番号 山形県知事許可（特一4）第102464号
- 許可の有効期間 令和4年10月6日から令和9年10月5日まで
- 建設業の種類 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 舗装工事業
塗装工事業 解体工事業
- 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 令和9年9月6日

（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

年 月 日

再複写無効
井上工業株式会社